

# くらしの法律救急箱

## 第65回 別居中のトラブル

**理由も告げないまま、配偶者が家を出て、別居状態となりました。同居状態に回復させるための法的な手続はありますか。**

Q1

民法752条は「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」と定めており、夫婦間には同居義務があると捉えられます。そこで、まず夫婦で話し合うこととなりますが、話し合いの場すら持てない場合も考えられます。その場合には、同居の回復を求める側が、家庭裁判所に同居を求める調停を申し立て、調停で、別居解消に向けての話し合いを試みるようになります。配偶者が調停でも同居を拒み合意にいたらない場合は、調停は不成立となり、審判という手続の中で、裁判所が、同居を拒む側に正当な理由があるのかどうかや関係修復できる可能性があるかを検討し、同居を命じるべきか判断を下します。

A1

しかしながら、裁判所が同居を命じる審判を出したとしても、無理やり同居を回復させるなど、強制的に命令に従わせることはできないため、実効性に乏しいといえるでしょう。

Q2

**夫が会社員、妻が専業主婦の夫婦が別居した場合、夫は妻に生活費を払わなければならないのでしょうか。**

A2

民法760条は「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」と定めており、夫婦には結婚生活に必要なお金（婚姻費用）を分担する義務があり、別居していてもこの義務は続きます。

支払われるべき金額について夫婦が合意できない場合は、家庭裁判所に婚姻費用分担調停を申し立てることが考えられます。裁判所は、婚姻費用算定の簡易化と迅速な算定を目的として、年収に応じた標準的な婚姻費用分担額を公表しており、目安になります。

ただし、別居の原因が妻の不貞行為にある場合など、婚姻関係の破綻や別居の主な責任が夫婦の一方にある場合は、その者からの婚姻費用分担請求を認めないという裁判例は複数存在します。この場合でも、婚姻費用を請求する側が子どもを育てている場合は、子の養育費相当分については、支払いが必要となります。

Q3

**急な別居のため、自宅に残してきた荷物があるので、勝手に自宅に立ち入っても問題ないでしょうか。**

A3

この場面では二つの課題があります。まずは、引き取りたいものを引き取ることができるかという点です。結婚時に持参したものなど明らかに個人の財産と捉え



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

られるものはよいのですが、家財道具の多くは共有財産といえ、どちらが引き取るかについては話し合いが必要です。

次に、立入りについても注意が必要です。別居が長く続いている場合は、居住している側の家だと評価され、無断での立入りについて住居侵入罪が成立する可能性もあります。

このような課題を踏まえると、実際にどうやって引き取るか、送料や処分費用をどうするかなど、細かい部分で意見が分かれることもあるので、十分に話し合いをして進めることになるでしょう。

**未成年の子がいる場合、別居に際して、どちらが子どもを育てることになるのでしょうか。**

別居する夫婦のいずれも親権を持っており、どちらが子どもと暮らすかは、夫婦が協議して決めることとなります。そして、合意が成立しない場合は、家庭裁判所に「子の監護者の指定」を申し立て、調停での話し合いを試み、合意がまとまらない場合は、家庭裁判所の判断（審判）を得ることが考えられます。

**離婚しないまま別居が長期化している間に、別の男性と交際を開始しました。その男性の子どもを妊娠し、**

近々出産する予定ですが、この場合の法律関係はどうなりますか。

家庭裁判所の手続をとることにより、その男性は子どもの法律上の父となることができます。

まず、民法によれば、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定するとし、婚姻成立の日から200日を経過した後、又は婚姻解消（離婚等）・取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定すると定めています。したがって、今すぐに離婚が成立したとしても、現在の法律上の夫が子の父となってしまう。仮に、DNA鑑定などにより、子どもと男性との間の父子関係が科学的に証明できたとしても、結論は同じです。

このような場合に、血縁上の父を法律上の父とするための法的な対応としては、①夫が子の出生を知ってから1年以内に、夫から子に対する嫡出否認の調停を申し立てる、②子から夫に対する親子関係不存在確認の訴えを提起する、③子から男性に対する認知の調停をする、といった方法が考えられます。法律上の夫が事実を受け入れて、血縁に即した親子関係とすることに合意ができれば手続は比較的スムーズに進みますが、中には裁判が必要になる事例もあります。

なお、中には、これらの方法によって目的が実現できない事例もあるため、手続の改正が検討されています。